

各論点に対する回答

1 企業活動に関する統計の整備

(1) 基本計画での指摘事項への対応

基本計画において指摘されている情報通信業に関する統計の整備について、総務省所管の「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」と本調査との連携を図り、平成22年度から両省共管の一般統計調査として「情報通信業基本調査(仮称)」を創設することとし、その後、同調査の精度等の検証を行い、平成24年を目途に、基幹統計調査化することを計画しているが、この対応は適当か。

(回答)

・「情報通信業基本調査(仮称)」は、新規に立ち上げる統計調査であり、回収率の確保等の精度的な観点、報告者が記入できるかといった記入可能性の観点等について十分な検証を行う必要があると考える。

また、基幹統計調査とするためには、まずは統計委員会において、作成する統計が基幹統計の指定条件(統計法第2条第4項第3号)に適合するか十分な審議を受けるものと思われるが、本調査は新規の統計調査であるため、上記検証を得ない状況では、指定を受けられる状況にはないものとする。このため、まずは平成22年に総務省と経済産業省共管の一般統計調査として実施する。

平成23年は、平成22年調査の結果を基に、回収率や記入状態等についての検証をし、基幹統計調査化に向け調査事項等の見直しを図るとともに、統計委員会での諮問、省令の策定等、基幹統計調査化に向けた諸手続きを行う予定(前回配布「資料1-6 企業活動基本統計(仮称)の整備計画」を参照)。

(個別留意点)

・ 情報通信業基本調査(仮称)と本調査との調査範囲が異なっているが、問題はないか。

(回答)

・情報通信業基本調査(仮称)において、企業活動基本調査と対象範囲(従業員50人以上かつ資本金又は出資金3千万円以上)をそろえた表を作成する予定であり、比較可能となるため、問題はないと考える。

(2) 前回答申での指摘事項への対応

前回答申（平成18年11月10日付け統審議第10号）において、以下の指摘を受けているが、今回の変更は、これらの指摘について適切な対応が図られているか。

① 関係省庁が整備する統計調査結果とのデータ共用により、必要な統計整備を推進すること。

② 調査対象範囲及び規模について、産業別の企業の活動に関する分布情報及び産業特性の分析・検討を踏まえて見直すこと。

③ 中小企業実態調査との重複是正を図り、企業活動に関する統計を全体として整備する方向を目指すこと。

(回答)

・①については、情報通信分野のデータ共用として、総務省と経済産業省の共管調査である「情報通信業基本調査(仮称)」を平成22年に創設し、経済産業省企業活動基本調査とのデータの共用化を図る予定。また、法人企業統計調査(財務省)及び科学技術研究調査(総務省)については、重複する調査事項に対し、両調査のデータを移送しているとともに、中小企業実態基本調査については、企業活動基本調査のデータを移送している。なお、他の企業関係統計の調査結果とのデータ共用については、引き続き検討する。

・②については、企業活動基本調査の前身である工業統計丙調査では、従業者50人以上かつ資本金1,000万円以上を調査対象としていたが、記入者の負担軽減の観点から、企業活動基本調査の調査対象範囲及び規模については、従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上とした経緯がある。

これまでの調査対象業種の拡大を踏まえ、業種別全企業数に対する企業活動基本調査のカバレッジについて、法人企業統計調査と比較して見たところ、サービス業等の一部業種においては十分にカバーしているとは言えない状況にある。

しかし、調査対象範囲及び規模の見直しについて適切な結論を得るには、経済センサス活動調査の結果を踏まえた企業名簿の情報が不可欠と考えており、経済センサスにより整理された企業名簿に基づいて検討を行うこととする。

・③については、中小企業実態基本調査(サンプル調査)との関係について整理したところ、現状以下のとおりである。

- 調査対象企業は、一部が重複。

- 中小企業実態基本調査の調査対象業種は、企業活動基本調査よりも広い。

調査対象の重複整理に関しては、中小企業実態基本調査が、施策利用を主目的として、中小企業基本法に基づき調査対象を設定していることから、調査対象範囲の変更等は困難。なお、重複している調査対象企業については、売上高や売上高の内訳金額について企業活動基本調査から中小企業実態基本調査へデータ移送を行っている。

2 調査事項について

(1) 調査事項の適切な設定

ア 各調査事項のねらい、目的は明確となっているか。各調査事項はねらい等に的確に対応したものとなっているか。

イ 他の統計調査と重複する調査事項等はないか。また、調査事項の定義は明確になっているか。

(個別留意点)

・ 中小企業実態基本調査、特定サービス産業実態調査、知的財産活動調査、海外事業活動基本調査、建設業構造基本調査、情報処理実態調査等の企業を単位とした統計調査との調整は行われているか。

・ 「モノ以外のサービス取引」と「製造委託以外の外部委託」や「能力開発」と「研修関係の外部委託」など、関連性高く、似た調査項目について、報告者が定義や設問の趣旨を明確に理解し、正確に回答できるようになっているか。

(回答)

・アについては、後述の「(2)各調査事項の妥当性」と合わせ、「資料3 経済産業省企業活動基本調査の各調査事項の整理」を参照。

・イについては、重複する調査事項を持つ他の統計調査としては、個別留意点の1つめに列記した統計調査のほか、法人企業統計調査、科学技術研究調査があると考えられる。また、調査事項の定義は明確になっている。

・個別留意点の1つめについては、中小企業実態基本調査、海外事業活動基本調査、法人企業統計調査及び科学技術研究調査は、重複する調査事項のデータ移送を行っている。

特定サービス産業実態調査は、「業」に着目した調査であり、企業の活動を調査する企業活動基本調査とは性格が異なる。また、特定サービス産業実態調査はその業を深掘りした調査項目となっており、重複是正をするためには今しばらくの時間が必要と考えている。

知的財産活動調査はサンプル調査であること、建設業構造基本調査は建設業が企業活動基本調査の対象外であること、情報処理実態基本調査は企業活動基本調査においてコンピュータの利用の有無と電子商取引の実施の有無（今回の改正とともに削除）しか重複していなかったことから、いずれも特に調整は行っていない。

・個別留意点の2つめについて、個別の定義は以下のとおり。

－ 6(3)「モノ以外のサービス取引」とは、運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等であり、損益計算書に計上した国際取引に限っている。

－ 7の「製造委託以外の外部委託」とは、製造委託以外の業務の外部委託(アウトソーシング)のことで、額の記入に当たっては、営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたもの。

- 8(3)「能力開発」とは、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費、大学への派遣・留学、大学・大学院等への自費留学にあつての授業料の助成等に支出した額である。

- 「研修関係の外部委託」は、7(4)「製造委託以外の外部委託」と、8(3)能力開発においてそれぞれ該当する場合もあるが、それぞれ外部委託と能力開発とで切り口が違っており、報告者においては正確に回答できると考えている。

なお、各調査項目の調査の目的については、「資料3 経済産業省企業活動基本調査の各調査事項の整理」を参照。

ウ 前回答申において、以下の指摘を受けているが、今回の変更は、これらの指摘について適切な対応が図られているか。

① 企業活動を巡る社会経済情勢の変化並びにそれに伴う企業の業務内容及び統計需要の変化に即応した見直しを行い、定性的、定量的な調査事項を適切に設定することにより、企業行動の変化の実態を把握すること。

(個別留意点)

- ・ 資本関係のない、いわゆる兄弟会社などとの取引を把握する必要はないか、
- ・ 連結業績（決算）による企業活動を把握する必要はないか。

② 業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査の導入について検討すること。

(個別留意点)

- ・ 報告者負担軽減による回収率の向上等の観点から、企業規模に応じた調査票の使い分けが必要ではないか。

(回答)

・①については、諮問第 312 号の答申における今後の課題や基本計画部会第2WGでの議論を踏まえ、変化する企業活動の実態を適切に把握できるよう調査事項の見直しを行った。一方、記入者負担等を考慮し、時代の変化とともに把握の必要性が低下した調査事項及び記入困難な調査事項は廃止した。なお、見直しについては、次の観点で行った。

- 組織の再編成等の的確な把握
- 事業の国際化・サービス化の的確な把握
- 人的資産への投資の的確な把握
- 把握必要性が低下した調査事項等の廃止 等

・①の個別留意点については、資本関係のない、いわゆる兄弟会社などとの取引は、範囲の定義が難しいばかりでなく、報告者からの正確な回答は難しいと考える。また、連結業績（決算）は上場企業に対するルールであり、これを上場企業以外の企業に対して求めることは、調査客体において大きな負担になると考えられることから、本調査で調査することは考えていない。

・②については、業種特性に応じた調査票の複数化については、業種別に調査項目を整理する等、検討を行ったが、企業活動基本調査は、企業活動の実態を把握するものであり、現在の対象業種においては、企業の多角化の把握、業種別の比較等を行うには同一の調査票の方が望ましいと考えられる。

業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査導入にあたっては、次のような課題があげられる。

- 多角化している企業には、複数枚の調査票が送付され、記入負担増となる、
- 一方、主業格付けを行い、その業種特性に応じた調査票を送付する場合、主業以外の活動の実態把握に漏れが生じる。

但し、今後、企業活動基本調査の調査対象が拡大した際に、企業によって記入困難な調査項目等が生じる場合には、調査票の設計について見直すこととする。

・②の個別留意点については、本調査は、資本金又は出資金3千万円以上かつ従業者50人以上と、一定規模以上を対象としており、規模によって記入率に大きな差はないことから、現時点では企業規模に応じた調査票の使い分けは考えていない。但し、今後企業活動基本調査の調査対象範囲及び規模の見直しにおいて、報告者負担の軽減等の観点から検討したいと考える。

(2)各調査事項の妥当性

(ア「1 企業の概要」、イ「2 事業組織及び従業者数」、ウ「3 親会社、子会社・関連会社の状況」、エ「4 資産・負債及び純資産並びに投資」、オ「5 事業内容」、カ「6 取引状況」、キ「7 事業の外部委託の状況」、ク「8 研究開発、能力開発」、ケ「9 技術の所有及び取引状況」、コ「情報化の状況」、サ「10 企業経営の方向」、シ「11 バイオテクノロジーの利用状況」)

(回答)

・「資料2 経済産業省企業活動基本調査のねらい」及び「資料3 経済産業省企業活動基本調査の各調査事項の整理」を参照。

3 集計事項及び集計方法について

① 今回の調査事項の変更に対応して、集計事項を変更することとしているが、この変更は適当か。

(回答)

・前回配布「資料2-5 経済産業省企業活動基本調査 表章様式(案)」を参照。

② 本調査は回収結果を単純集計しているが、結果精度の向上の観点から、欠測値について、補完推計する必要はないか。

(回答)

・集計方法における欠測値の扱いについては、統計結果の精度向上の観点から重要

と考えている。現在、調査統計部として、欠測値の補完推計方法について調査研究事業を実施しており、企活調査もその事業において検討することとしている。この議論を踏まえ、補完推計について検討していきたいと考える。

4 結果の公表及び有効利用について

① 速報の公表時期について、調査実施後 10 か月以内を今回から調査実施後 8 か月以内に変更することとしているが、適当か。

(回答)

・調査結果の早期公表については、従来から統計調査全般に対して求められていることであり、特に速報公表については早期化を図るべく対応するもの。

② 前回答申において、以下の指摘を受けているが、これについて適切な対応が図られているか。

- i 海外事業活動基本調査とのデータリンケージを拡充し、一般に公表することを検討すること。
- ii 類似の調査（通信・放送産業基本調査、建設業構造基本調査、知的財産活動調査、情報処理実態調査等）の枠組み又は調査事項を持つ他の統計調査との調整を図り、調査結果の相互比較及び集計・公表の仕組みの検討すること。
- iii 長期にわたるパネルデータを利用した結果を一般に公開することについて検討すること。

(回答)

・ i については、今年度実施する調査研究事業において、企業活動基本調査から作成するパネルデータと海外事業活動基本調査の個票を接続し、海外子会社を含めた関係会社のパネルデータを作成する。このパネルデータを利用し、海外子会社・関連会社を含めた企業の分業構造の変化・事業再編の動向等について分析を行い、結果を広く一般に公表する予定。

・ ii については、情報通信分野について、「情報通信業基本調査(仮称)」を平成22年から実施し、企業活動基本調査の調査結果の総合比較及び相互利用が可能となるような集計・公表を行う予定。他の企業関係統計については、引き続き検討していきたい。

・ iii については、i 同様、今年度実施する調査研究事業において、企業活動基本調査の平成3年度実績から平成19年度実績までのデータをパネルデータ化し、事業再編や組織変革の実態、企業パフォーマンスとの関係等、各種テーマに関しての分析を行い、結果を広く一般に公表する予定。